

平成30年度から地籍調査を始めます。

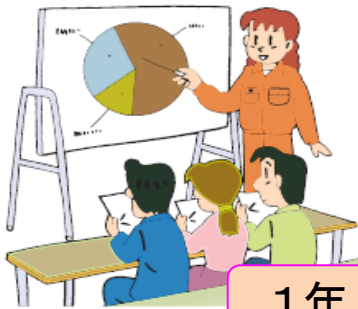


シリーズ地籍調査③



地籍調査の進め方(流れ)

一つの地区を概ね3年かけて行います。



1年目

①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



2年目

②一筆地調査

土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。

成果の認証(県)
・承認(国)



⑥登記所への送付

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑤成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



④地積測定・地籍図等作成

各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。

3年目

事業の詳細については、随時お知らせしていきます。
地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
建設課建設係地籍調査担当 ☎68-1117